

目標とする
10年後の
芦屋の姿

7

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【基本構想】

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためにには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていくよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じて的確な支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる



施策目標 7-1

地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

(施策目標推進部：福祉部)

前期基本計画の取組

| 前期基本計画の「重点施策」 | 前期の取組 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 地域の住民や、ボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。 | <p>⇒ 「第2次芦屋市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進しました。</p> <p>⇒ 保健福祉センターの総合相談窓口は、相談内容に応じて各専門機関につなぐ役割を果たしました。</p> <p>⇒ *高齢者生活支援センター（介護保険法上では「*地域包括支援センター」とされていますが、本市においては、本名称としています。以下「*高齢者生活支援センター」と表記します。）による介護保険関係者と医療関係者の関係づくりを行いました。</p> <p>⇒ *介護予防センターを拠点とする市内各所で介護予防教室の実施や、*地域発信型ネットワークの改編による相談、連携体制の強化を図るとともに、*地域包括ケアの一部である*地域密着型サービスの基盤整備を行いました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">● 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。 | <p>⇒ 保健福祉センターの総合相談窓口での分かりやすい福祉情報の提供や保健福祉フェアを通じた保健福祉事業の普及、啓発に取り組みました。</p> <p>⇒ 手話通訳者を配置し、聴覚などに障がいのある人の窓口での相談の対応を行うほか、行事等での情報提供を行いました。</p> <p>⇒ 地域密着型などの施設において、近隣住民も参加可能な行事などを通じて情報発信を行いました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">● 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。 | <p>⇒ *権利擁護支援センター事業の実施による相談支援体制の強化、成年後見制度利用支援事業の実施による生活困窮者などに対する自立生活に向けた支援、労働講座等を実施しました。</p> <p>⇒ 生活保護については、適正給付に努めるとともに、ハローワークとも連携し、ケースに応じて自立に向けた支援を行いました。</p> |

後期の課題

- *地域発信型ネットワークの参加者の多くが固定化されており、取組内容も各地区内での共有にとどまっているといった状況の課題があります。*地域包括ケアの実現に向けて、保健・医療・福祉の連携を図り、地域に住むだれもが安心して暮らし続けることができるよう、*地域発信型ネットワークに位置付けられた会議などに、自治会などの地域活動を行っている市民や、その団体とつながりのある市民にも広く参加を求めるとともに、問題解決の方法、情報発信、情報を得られる場としての周知、啓発が必要です。
- 障がいのある人に対しては、情報伝達だけでなく、必要な時に入手ができるように、様々な方法による情報発信の検討が必要です（前期基本計画では施策目標1-1に記載していました。）。
- 生活困窮など、支援が必要な人についての相談機関は、充実しつつありますが、支援が必要な人の発見と適切な相談機関へのつなぎについては、引き続き周知、啓発に取り組むとともに、平成27年度（2015年度）に施行された「生活困窮者自立支援法」により、経済的困窮や地域から孤立している人を早期に発見し、相談支援に結びつくよう取り組む必要があります。

後期5年の重点施策

7-1-1

地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員等と保健・医療・福祉との連携を充実させます。

（重点取組）

- ① 地域の福祉課題について考え、解決に向けて取り組む市民が増えるように、*地域発信型ネットワーク会議参加を地域活動に参加していない市民にも広く呼びかけます。
- ② 保健福祉に関する相談から支援までを、窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となった支援の仕組みをつくるなど、機関間の連携強化を図ります。
- ③ 支援が必要な高齢者の課題解決が図られるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などを活用し、保健・医療・福祉に関する情報や相談窓口のほか、課題解決に向けて取り組んでいる地域などの情報の周知に取り組みます。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|----------------------|-----|--------------|------------|---------------|
| *地域発信型ネットワーク会議参加者数 | 人／年 | 657 | ↗ | 838 |
| 保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数 | 件／年 | 302 | ↗ | 600 |
| *高齢者生活支援センターの新規相談者数 | 人／年 | 1,201 | ↗ | 1,280 |



7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

(重点取組)

- ① 保健・医療・福祉に関する必要な情報を手に入れられるように、*地域発信型ネットワークを通じて発信します。
- ② 視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や*声の広報について、障がい者手帳交付時の直接的な案内などの周知、登録勧奨を充実させるほか、手話通訳者の派遣などを行います。
- ③ *高齢者生活支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉が連携した取組により情報の共有を推進します。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|--|-----|--------------|------------|---------------|
| *地域発信型ネットワーク会議参加者数 | 人／年 | 657 | ↗ | 838 |
| 視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合 | % | 15.5 | ↗ | 20.5 |
| 手話通訳者などの派遣回数 | 回／年 | 201 | ↗ | 234 |
| *高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種（保健・医療・福祉）が参加できる研修会、会議等の参加者数 | 人／年 | 339 | ↗ | 1,000 |

7-1-3

様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに、地域からの孤立を予防します。

(重点取組)

- ① 地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるよう、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。
- ② 経済的に困窮し支援を必要としている人などが、地域で安心して暮らし続けることができるよう、様々な方法により相談機関の周知を行います。
- ③ 経済的に困窮し支援を必要としている人などに必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を行います。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|---------------------|------|--------------|------------|---------------|
| *権利擁護支援センターの新規相談者数 | 人／年 | 127 | ↗ | 170 |
| 生活困窮者自立支援相談の利用者数 | 人／年 | ※ - | ↗ | 500 |
| *生活困窮者自立支援プラン作成者の割合 | % | - | ↗ | 50.0 |
| 生活向上による生活保護廃止件数 | 世帯／年 | 17 | ↗ | 20 |

※平成27年度から実施する事業のため、現状値は表記しませんが、権利擁護支援センターなどの既存の相談機関において、平成26年度は約300件の「生活困窮」にかかる相談に対応しました。



市民主体による取組

- ◆ 自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◆ 地域の活動への積極的な参加など、*地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◆ 地区集会所や介護保険施設の地域交流スペース等の身近な施設の利用

関連する課題別計画

- 第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）
芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）
芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）
第7次芦屋すこやか長寿プラン21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）
第2次芦屋市市民参画協働推進計画（H27～H31）



地域発信型ネットワーク



施策目標 7-2

高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

(施策目標推進部：福祉部)

前期基本計画の取組

| 前期基本計画の「重点施策」 | 前期の取組 |
|--------------------------------------|--|
| ● 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。 | ⇒ 各*高齢者生活支援センターの体制を強化したほか、*地域包括ケアシステムを進めるうえで必要な高齢者の在宅生活を支える「地域ケア会議」の仕組みをつくりました。 ⇒ *権利擁護支援センターにおいて*市民後見人の育成を含めた「権利擁護支援者養成研修」を行うとともに、*権利擁護支援センターの周知、啓発に取り組みました。 |
| ● 高齢者の生きがいづくりを推進します。 | ⇒ 高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を行いました。 ⇒ 老人クラブへの活動支援として、健康ウォークラリーや演芸発表会などのイベントを行いました。 ⇒ 公民館では、生涯学習の取組として*芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院を実施しました。 |
| ● 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。 | ⇒ 高齢者の経験や知識等を地域で生かせるように、*シルバー人材センターと共同で事業の企画を実施し、*シルバー人材センターの就労者数の増加につながりました。 |
| ● 総合的な介護予防を推進します。 | ⇒ 保健福祉センター内の*介護予防センターにおいて、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供するほか、水浴訓練室でも介護予防事業を実施しました。 |

後期の課題

- 更なる高齢化や生産年齢人口の減少に対応していくため、*地域包括ケアシステムの構築や、高齢者自身が自主的に介護予防に取り組める環境づくりが必要となっています。
- 元気な高齢者や技術・ノウハウを持った高齢者が増えていることから、高齢者が地域での役割を担うことにより、本人の介護予防と同時に地域づくりにも貢献できる仕組みを作っていくことが必要です。
- 高齢者の社会参加を促進するために、就労の機会や場を確保するとともに、生きがいづくりにつながる活動を地域で広げていくことが必要です。

後期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

(重点取組)

- ① まちぐるみで高齢者を支える地域づくりのために、*地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における*高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関などとの連携を図ります。
- ② 高齢者の支援について考え、地域で支える仕組みづくりを実践する市民を増やすため、*地域発信型ネットワーク会議や地域ケア会議を開催します。
- ③ 地域活動などへの参加や関心を持つ市民を増やし、また、地域活動に関わる市民を育てるために、活動団体のPRや地域活動の実践報告の場を提供します。
- ④ *地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護など）を含めた福祉施設の整備を進めます。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|-----------------------------|-----|--------------|------------|---------------|
| *地域見まもりネット事業の加入事業者数 | 件／年 | 63 | ↗ | 100 |
| *高齢者生活支援センターの新規相談者数 | 人／年 | 1,201 | ↗ | 1,280 |
| 地域ケア会議の開催数 | 回／年 | 5 | ↗ | 25 |
| *地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数 | 件／年 | 4 | ↗ | 10 |

7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

(重点取組)

- ① 認知症対応に取り組む地域が増えるように、「認知症の正しい理解」や適切な対応を普及する*認知症サポーター養成講座を実施します。
- ② 地域における「権利擁護」の意識を高めるために、権利擁護の研修や広報による周知活動を行います。
- ③ 支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「*介護予防・日常生活支援総合事業」の検討、準備を行い、実施します。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|-------------------------------|-----|--------------|------------|---------------|
| *認知症サポーター養成講座受講者数 | 人／年 | 1,285 | ↗ | 1,500 |
| 権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合 | % | 57.8 | ↗ | 75.0 |



7-2-3

高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。

(重点取組)

- ① 高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、*シルバー人材センターを支援します。
- ② 高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進します。また、家にじこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。
- ③ 地域の老人クラブの活性化を図るために、老人クラブ連合会と連携して*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに老人クラブの活動を広く周知します。
- ④ 「介護予防」の意識を持ちながら社会参加を続ける高齢者が増えるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに介護予防事業の周知、啓発を図るとともに、すでに介護予防事業に参加している高齢者の意識が向上するよう取り組みます。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|--------------------------|-----|--------------|------------|---------------|
| *シルバー人材センターの会員数 | 人／年 | 1,004 | ↗ | 1,300 |
| 老人福祉会館の利用者数 | 人／年 | 28,859 | ↗ | 35,000 |
| 老人クラブの会員数 | 人／年 | 3,015 | ↗ | 3,100 |
| 介護予防事業 (*介護予防センター) の参加者数 | 人／年 | 26,492 | ↗ | 29,000 |

市民主体による取組

- ◆ 地域ケア会議への積極的な参加
- ◆ *地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◆ 福祉ボランティア活動への理解と参加
- ◆ 認知症の予防啓発や高齢者を守るための自発的な事業の実施
- ◆ 自主的な介護予防事業の取組

関連する課題別計画

第7次芦屋すこやか長寿プラン21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）(H27～H29)

第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

施策目標 7-3

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

(施策目標推進部：福祉部)

前期基本計画の取組

| 前期基本計画の「重点施策」 | 前期の取組 |
|-------------------------------|--|
| ● 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。 | ⇒ 広報紙やホームページ等の活用、市立小中学校での福祉学習、教職員への研修等による普及、啓発を実施するほか、*芦屋市障がい4団体へ補助金を交付し運営支援を行いました。 |
| ● 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。 | ⇒ 障がいのある人の地域の相談支援の拠点として、*障がい者基幹相談支援センターを設置しました。 ⇒ 権利侵害を受けている人の相談から支援までを一元的に担う*権利擁護支援センター事業を実施しました。 |
| ● 障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。 | ⇒ みどり地域生活支援センターでのサービス提供、障がい児などへの療育支援相談及び機能訓練、芦屋市立すぐく学級の運営等、障がいのある人に必要なサービスを提供しましたが、障がい児機能訓練においては、申込者数の全てを受け入れることが出来ない状況がありました。 |
| ● 障がいのある人の就労支援を行います。 | ⇒ *芦屋市障害者雇用奨励金の交付及び周知を行いました。 ⇒ 市役所における障がいのある人の短期雇用(*チャレンジド雇用)、保健福祉センター館内清掃作業での雇用の場の創出、特別支援学校在校生の実習生受入等を実施しました。 |

後期の課題

- これまでも障がいへの理解を深めるため、普及、啓発に取り組んでいますが、依然として障がいへの理解は進んでいるとは言えず、子どもから大人まで、様々な教育の場や交流活動を通じて障がいへの理解を深めていくことが必要です。
- 相談件数が増加傾向にあることに加え、相談内容が困難化、複雑化しており、相談員の育成や、*障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関が連携を深め、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、またグループホームなどの生活の自立を目指したサービスの利用意向も多いため、サービス等提供事業所などと連携しながら、障がい福祉サービスなどの基盤整備、充実を図るとともに、人材の育成支援にも取り組む必要があります。
- 就労支援の取組においても、就労場所の大きな増加には至っておらず、阪神南障害者就業・生活支援センターや関係機関等とも連携しながら、一般就労の機会の拡大や*チャレンジド雇用の充実を図ることが必要です。



後期 5 年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

(重点取組)

- ① 障がいへの正しい理解が広がるように、障がい理解のための学習機会の増加、交流活動の場の充実を図ります。
- ② 支援を必要とする人が、途切れのない支援を受けられるように、*サポートファイルの周知、有効活用に向けた研修会等を開催し、*サポートファイルの普及、啓発に努めます。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|-------------------|------|---------------|------------|---------------|
| 障がいのある人に対する地域の理解度 | % | 22.9 (H25) | ↗ | 30.9 |
| *サポートファイルの配布冊数 | 累計冊数 | 133 | ↗ | 306 |



芦屋市障がい児・者作品展



芦屋市障がい児・者とのふれあい市民運動会



サポートファイル



7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

(重点取組)

- ① 障がいのある人が安心して相談支援が受けられるように、*障がい者基幹相談支援センターをはじめとした各相談事業者の人材育成など、相談支援事業の充実を図ります。
- ② 障がいのある人一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができるよう、*権利擁護支援センター機能を充実し、ネットワークを構築します。
- ③ *障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決等を推進するためのネットワークを構築します。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|---------------------------|-----|---------------|------------|---------------|
| 「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合 | % | 10.0 (H25) | ↗ | 15.0 |
| 障がいのある人の*権利擁護支援センターでの相談件数 | 件／年 | 760 | ↗ | 904 |

7-3-3 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備を進めます。

(重点取組)

- ① 障がいのある人が必要なサービスなどを利用できるように、*計画相談支援事業を実施します。
- ② *地域生活支援拠点等の機能を持つ福祉施設の整備を進めます。
- ③ 障がい児が、適切な療育、訓練を早期に受けられるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携した療育支援体制の整備を推進します。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|---------------|-----|--------------|------------|---------------|
| *計画相談支援事業利用者数 | 人／年 | 1,608 | ↗ | 8,331 |
| 療育支援相談件数 | 件／年 | 149 | ↗ | 176 |



障がい児年末のつどい



7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

(重点取組)

- ① 障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就労支援関係機関との連携強化など就労支援を充実します。
- ② 障がいのある人の市役所における短期雇用 (*チャレンジ雇用) を推進し、雇用の場を拡充します。
- ③ 障がいのある人が継続して企業で雇用されるように、*芦屋市障害者雇用奨励金の交付など、継続雇用の支援を行います。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|----------------------------------|-----|--------------|------------|---------------|
| 障がいのある人の一般就労移行者数 | 人／年 | 10 | ↗ | 20 |
| 障がいのある人の短期雇用 (*チャレンジ雇用) 任用延月数 | 月／年 | 8 | ↗ | 24 |
| *芦屋市障害者雇用奨励金の交付者数 | 人／年 | 0 | ↗ | 3 |

市民主体による取組

- ◆ 障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ
- ◆ 福祉ボランティア活動への理解と参加

関連する課題別計画

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）

芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）



市内会社での一般就労